

## Ⅱ 現代〈居場所〉考 —哲学・社会思想の視座から—

### Reflecting on “a Place where One Belongs” : From the Perspective of Philosophy and Social Thought

#### 〈居場所がない〉ということ

#### 承認をめぐる闘争と病

#### Lacking a “Place where One Belongs” : The Struggle over and Addiction to Recognition

太田 明

OTA, Akira

#### はじめに

総合人間学会第9回研究大会シンポジウムのテーマ「成長・競争社会における〈居場所〉」には多様な意味が込められている<sup>(1)</sup>。シンポジウム「趣意書」では、貧富（格差）の無限の拡大を許し、競争を強いる成長社会において、人間の居場所が喪失しているという問題が指摘されている<sup>(2)</sup>。ここで〈居場所〉とは、地理的・空間的な場所あるいは住まいという意味だけではなく、「共感や承認にもとづく時間と空間が持てる場」という心理的要素を含む広い意味で理解されている。シンポジウムの趣旨は、〈居場所がない〉という状況は一種の社会病理であり、こうした負の側面から今日の成長・競争社会を批判的に捉えようということであると思われる。

そこで本稿では〈居場所がない〉とはどういうことかという問題を考えてみたい。〈居場所がない〉とは、空間的にそこに居る余地がないということだけではなく、その場において当人の在り方が認めら

れていないということである。〈無視されている〉、〈排除されている〉、〈存在が否認されている〉のである。もちろんこれは当事者の感受性において捉えたものにすぎない。しかしそれが批判的な力になるとすれば、当事者にとって期待できる正当な承認が、その期待に反してなされていないというこの直観が当事者個人をこえて普遍化されるからであろう。こうした洞察は、近代社会をめぐる言説のなかで重要な位置を占めてきた。それだけではなく、今日の格差社会、社会的排除／包摂に関する議論では、分配の不平等と不自由の除去だけではなく、個人や集団の蔑視や侮辱の払拭を目指すというかたちで〈居場所〉が問題にされている（阿部真大 2011, 阿部彩 2011）。ここから、成長・競争社会における〈居場所〉と〈承認〉とを結びつけて検討する方向が見えてくる。

本稿では、まず、なぜ現代日本社会において〈居場所〉がどのようにテーマ化されているかを簡単に

振り返ってみる（第1節）。それによって、われわれが思い描いている〈居場所〉が、個人的極と社会的極をもつ双極的なものであることがはっきりしてくる。これをより明確に捉えるために、ドイツの批判的社会理論家アクセル・ホネット（Axel Honneth）の承認論を援用する。ホネットは一連の著作を通して、存在が否認されているという個人的感情に由来する「承認をめぐる闘争」の可能性を展望しているが、「存在の否認」こそが〈居場所がない〉ということに対応するのである（第2節）。しかし、承認に含まれる相互性が見えなくなるとき、あるいは極度に一面化されるとき、承認要求は極めて胡散臭いものと見えてくる。〈居場所がない〉という感受性が一面的に肥大し、もっぱら自分を認めてくれる他者やそれを実現してくれる場だけが突出して求められるとき、承認要求は社会の病理を批判する根拠ではなく、むしろ〈承認をめぐる病〉とみなされる可能性がある（第3節）。この意味で、〈承認〉の観点から捉えられる〈居場所がない〉ということとは、現代社会において、社会の病理を批判する可能性とともに、個人の心理的病理をも指示する可能性をもつと考えられる。

## 1. 〈居場所〉とはなにか

### 1.1 アジールとアイデンティティ

現代日本は〈居場所がない〉と感じられる社会となったのだろうか。それを直接に知るのは難しいが、『現代のエスプリ別冊 現代人の居場所』（藤竹編 2000）は、〈居場所〉をテーマにした興味深い文献である。すでに15年前の議論であるが、ここには〈居場所〉に関して今日まで通じるさまざまなテーマ——男の居場所／女の居場所、馴染んだ場所、親子関係における家族の物語を聞くこと（の喪

失）、インターネット空間、ホームレス問題など——が取り上げられている。本稿との関係では、冒頭の「座談会」（出席者は、社会学者・藤竹暁（司会）、社会学者・江原由美子、評論家・芹沢俊介）がとりわけ重要である。そこでは〈居場所〉がテーマになり始めた時期とその特徴づけと区分が議論されている

まず、現代日本で〈居場所〉がテーマになるのは、1980年代はじめという見方と1997-8年という二つの見解が拮抗するが、その中間の1985年あたりにメルクマールがありそうだとする点に議論が収斂する。メルクマールは1985年に設立された不登校児童の受け入れ施設である「東京シューレ」である。1970年代後半から、庇護の場所としての「アジール」という概念が広まってきたが<sup>9)</sup>、東京シューレは社会によって決められた〈居場所〉からはずれてしまった不登校児童が、社会の視線や権力線を逃れて、庇護を受けることができる、本当に居ることができる場所という意味での〈居場所〉＝アジールだというのである。アジールは今日でも〈居場所〉の典型的なイメージを形成している。社会のなかでいるべき場所というのは、通常、個人の外から決められているが、それから外れてしまった人間には〈居場所〉がないがない。そういう人間たちの避難場所というイメージである（藤竹編 2000：10）。

しかし、〈居場所〉は他人や社会から逃れて庇護を受けるという場だけには限られない。むしろ反対に、より積極的に、他人や社会によって自分が必要とされ、認められていると感じられる場が〈居場所〉であるという特徴づけがある。藤竹はまず、スペース（space）とプレイス（place）とを対比し、前者が空間的な意味での〈居場所〉を意味するのに対し、後者は社会学的な意味での〈居場所〉にほぼ

対応すると指摘する。さらに人間が生きていくために必要な場で「アイデンティティが確かめられる場所」を〈居場所〉であるとして、次のように「社会的居場所」と「人間的居場所」とを区別する（藤竹編 2000：10）。

社会的居場所とは、他人によって自分が必要とされている場所である。たとえば、企業に所属して働く人にとって会社の部署やデスク、集団競技スポーツにおける自分のポジション、学校に馴染んでいる子どもにとっての学校である。逆に、会社の「人間開発室」や「窓際」、控えのポジションやベンチは自分の〈居場所〉ではない。学校に通うのが当たり前の世の中で、学校に馴染めない子どもにはもう

〈居場所〉がない。彼らは社会的居場所を失ってしまったのである。それに対して、人間的居場所とは、自分を取り戻すことができる場、庇護的な扱いを受けて安心できる場である。「身のおきどころ」

（藤竹編 2000：13）、「自然な形でそこに居て、自分を取り戻せる場所。自分がそこにいることが特に目立ったり、浮き上がったりなくて、それ以上は何も求められない場所」（藤竹編 2000：14）。職場から自宅に帰って安心とする。さらに自分の部屋に入って鍵をかけてホッとする。社会に対して家庭が、家庭に対して自室が自分を取り戻す場となっている。学校に馴染めず適応できない子どもは、家では親から学校に行くようにお説教され、周囲の大人からは白い目で見られるが、彼らにとってはそうした視線や説教から逃れる場が人間的居場所である。

社会的居場所と人間的居場所とは対比的に見えるかもしれない。しかし、むしろ両者の共通性に注目すべきであろう。〈居場所〉とは、社会的であれ人間的であれ、自分が自分であることを確かめることができる環境であるということである。これが先の

「アイデンティティが確かめられる場所」の意味である。これが確認された時、その人は社会の中で生きている証を手にし、幸福感・満足感が得られるのである。

## 1.2 〈居場所〉とは

この意味で、〈居場所〉とは「アイデンティティの確認をともなった環境」と規定してもよいだろう。それが「社会的」と「個人的」と対立的捉えられるのは、「自己実現性」と「自己領域性」とでも呼ぶべき二つの対極的な方向性を含まれているからである。自己実現性とは、ある環境における社会関係を積極的に受け入れ、その中で自分が承認されて、そこに適応し、またそのような者として自己を認識することである。自己領域性とは、ある環境において、広い社会関係の侵入を拒み、適応を回避し、限定された社会関係にあることで、自分のあり方が保証されていると感じられることである。前者の端的な例が会社や職場における成功・賞賛・名誉によるアイデンティティの確認であり、後者は日常生活における人間関係の煩わしさ、社会的圧力・監視・権力線の介入などからの避難することによるアイデンティティの確認である<sup>(4)</sup>。

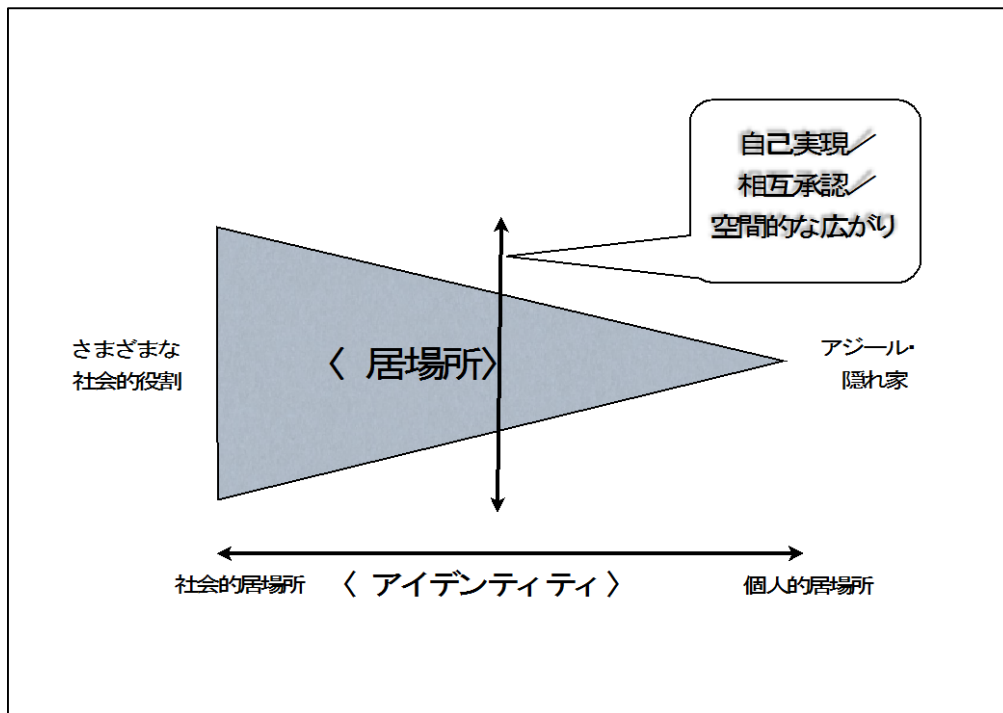
われわれにはアイデンティティの確認を求めるが、他人から特定のアイデンティティのイメージを押し付けられることは、かえって逆にアイデンティティの侵害と感じられよう。この侵害から逃れうる場所もまた〈居場所〉なのである。そして逃れることによって押し付けを回避し、別の場所で本来的な自己実現が達成されると期待される。そうであるとすれば、どちらの場合も自己実現の形態と見なすことができよう。

### 1.3 〈居場所がない〉とは

前節では、〈居場所〉とは「アイデンティティ（自分が自分であること）を確かめることができる環境」と規定した。〈居場所〉とは「自己実現が達成されている環境」と言ってよいだろう。したがって、逆に〈居場所がない〉とは、「アイデンティティ（自分が自分であること）を確認できる環

境がない」、「自己実現が達成できる環境がない」ということになるだろう。

ここで次の点に注意しておく必要がある。まず環境とは、空間的なものだけでなく、社会関係的なものでもある。どちらの要素も多様であり、それに応じて〈居場所〉もまた多様である。前節を考慮すれば、下図のようなイメージであろうか。



しかし、〈居場所〉ということとは、空間的要素ではなく、社会関係的要素により強く規定されることが考えられる。つまり〈場所〉が〈居場所〉であるか否かは、もっぱら後者によるのである。とすれば、この社会関係的要素をより明確に捉えておく必要がある。「自分が自分であることを確かめる」ことは、単なる内閉した自己満足ではないとすれば、他者によって認められること＝承認が必要であろう。もう一つは、多くの場合、〈居場所〉は、それがすでにある時ではなく、それが無い時、あるべきもの

として感じられる、つまり欠如態として認識されるということである。

## 2. 承認をめぐる闘争

### 2.1 社会的承認関係の構造

アクセル・ホネットは『承認をめぐる闘争』（1994年）以来、独自の承認論を展開している<sup>5)</sup>。この議論は、承認という観点から〈居場所〉をとらえることに重要な手がかりを与えてくれる。「自分が自分であることを確かめる」ことが単なる

内閉した自己満足ではないとすれば、他者によって認められること＝承認が必要だからである。

ホネットの試みは、イエナ期のヘーゲルが構想した承認（Anerkennung）の理論の再構成である。第一に、ヘーゲルの思弁的な議論と、個人間のさまざまな相互行為の経験主義的理論化とを対にして扱い、その際、もっぱら「私」のアイデンティティの社会的発生に関する G. H. ミードのモデルを援用する。第二に、イエナ期ヘーゲルの記述を再構成し、そこから、愛・法・社会的評価という間主観的承認の3つの形式を取り出してくる。法を中心に据え、愛は法に先んじ、社会的評価は法を超え出るという構造によって枠づけられる。第三に、この三つのモ

デルに対して、否認（＝承認が否定されていること：Mißachtung）の三つの形式を対応させる。そして承認拒否という否定的な様態において社会闘争に対して道徳的な動機づけを提供するとする。三つの承認形式と、否認・軽蔑・無視など承認拒否が関連するというのがホネットの承認論のもっとも大きな特徴である。「一方で、承認の三つのモデルが思弁的構造を提示しており、他方で、否定的な感情が闘争に対して、その肉体と心臓を与えている」（リクール 2006：273）。

ホネットは次のような社会的な承認関係の構造を提示する（表）。

|   |               |                 |          |            |
|---|---------------|-----------------|----------|------------|
| A | 承認様式          | (1)情緒的気づかい      | (2)認知的尊重 | (3)社会的価値評価 |
| B | 人格性の次元        | 欲求と情動の性質        | 道徳的な責任能力 | 能力と特質      |
| C | 承認形式          | 原初的關係<br>(愛、友情) | 法的關係（権利） | 価値共同体（連帯）  |
| D | 発達（発展）の潜勢力    | —               | 一般化、実質化  | 個体化、平等化    |
| E | 実践的自己関係       | 自己信頼            | 自己尊重     | 自己評価       |
| F | 尊重の欠如の形式      | 虐待・暴力的抑圧        | 権利の剥奪と排除 | 尊厳の剥奪と卑しめ  |
| G | 脅かされる人格性の構成要素 | 身体的統合           | 社会的統合    | 「名誉」、尊厳    |

表：社会的な承認関係の構造（ホネット（2003：174）の表をもとに作成）

ヘーゲルは「家族」・「市民社会」・「国家」という承認の場を論じているが、ホネットはそれをより機能的に、「情緒的気づかい」・「認知的尊重」・「社会的価値評価」という承認様式(a)に基づいて「原初的關係」・「法的關係」・「価値共同体」という承認形式(c)と捉える。それは人格性の次元(b)では、欲求と情動・道徳的責任能力・能力と特質とに対応する。そして、この3つの承認形式において承認され

ることが、われわれが肯定的な「実践的自己関係」(e)を得るために必要である。愛や友情のうちで情緒的気づかいを受けるなかで、われわれは「自己信頼」を獲得する。法によって権利が尊重されることで「自己尊重」が可能になる。価値を同じくする者たちの連帯のなかで社会的評価を得ることで「自己評価」が生まれる。実践的自己関係が段階的に移行し、発達（発展）(d)のように捉えられる。

「自己関係」とは、自分の自分への関係ではなく、むしろ他者からの承認という契機が不可欠な関係である。とすれば、他者からの承認が得られなければ、尊重の欠如が生じる(f)。すなわち、「虐待や暴力的抑圧」は「身体的統合」を、「権利の剥奪や排除」は「社会的統合」を、「尊厳の剥奪や侮辱」は「〈名誉〉や尊厳」を脅かす(g)。それは「人格的統合の危機」あるいは「アイデンティティの危機」であり、こうした危機は、他者に承認されていない（存在を否認されている）という否定的感情として経験される。

「一人の人格が自己信頼・自己尊重・自己評価の獲得をつみかさねたおかげで、無条件的に自律的で個体化された存在として捉えることができ、自分の目標や願望と同一化することができる」のであり、それゆえに「愛と法と価値評価という3つの承認形式がいっしょになってはじめて、人間主体が互いに肯定的な立場になってゆくための社会的条件をつくりだす」（ホネット 2003：227）のである。もちろん、容易にわかるように、こうした社会的条件は西欧近代社会においてのみ歴史的に獲得しえたものである。しかし、ホネットはこの事態を肯定的に評価する。なぜなら、多様な承認要求をもつ「主体の潜勢力」を解放するものだからである（ホネット 2003：228）。そして〈歪んだ承認〉は〈歪んだ主体〉を作り上げる。この事態を回避すべく「承認をめぐる闘争」がなされる。

## 2.2 〈居場所〉と承認

前節における〈居場所〉の概念は、ホネットにおける議論によって、より明確に捉えられるようになる。すなわち、〈居場所〉とは、3つの承認領域における肯定的な実践的自己関係——自己信頼・自己

尊重・自己評価——が確保されている環境ということになる。反対に、尊重の欠如や承認の否定が、それが期待される環境における〈居場所がない〉という感情を生む。いまの場合、人間関係的な事柄だけではなく、人がコミットしてきた空間としての場所も重要である。そうした場所を失う、なくなるということは、コミットメントそのものが否認されたという感情を生み、尊重の欠如と捉えられるからである<sup>6)</sup>。

ホネットの議論において、本稿に関わる限りで、次の三点に注意しておかねばならない。第一に承認における普遍性と特殊性との関係、第二に価値の多元性、第三に3つの承認形式の間の緊張関係である。

まず、「社会的に認められるべき個人」の在りかたが、普遍主義的な法関係もとづく人格だけに限定されてしまうと、それはあまりに狭く個人の社会化＝個体化を解釈することになる。むしろ、それは個人に対する非常に強い圧力となり、不安に陥れるような個人の病理や社会の病理を生み出す可能性がある。ホネットにおいては3つの承認形式のなかで普遍的な平等や関係の対称性が求められるのは法的人格だけである。原初的關係では、その都度の情動のバランスによって、価値共同体では個々人の能力によって、たとえ不均等であっても承認されることがある。家族関係、恋愛、友情などによって、あるいは、たとえば職場での個々人に対する能力評価、価値共同体の維持・発展のためのメンバーの貢献の判断などによってである。ここでは差異が許容されるが、法的関係では普遍性がもとめられる。そうであることによって、法的関係という承認形式は、最終的には承認の葛藤を裁定するような位置が与えられている<sup>7)</sup>。〈居場所〉が主観的なものだという見方

に立てば、おそらく法は前面には現れない。しかし、法に訴えることで〈居場所〉を確保することを可能にする地平として登場しよう。

また、ホネットにあっては、社会的評価の概念は、自己信頼の概念からも自己尊重の概念からも区別される。社会的評価は、自由な主体たちの権利の平等な承認を越えた相互承認のあらゆる様態を集約するが、それは彼らがある価値地平を共有し、それに基づいて自分の固有性が他者に対して持つ意味を評価する。だが、評価は時代によって変化する。また社会的評価の概念は、人間を「評価に足るもの」とするようさまざまな媒介物に依存する（リクール 2006：290）。その意味で、社会的評価に同伴する諸概念は、そうした媒介物に由来する価値論的多元論を免れない。現代においてさまざまな〈居場所〉が登場するのは、この価値的多元論を反映していると思われる。

さらに、三つの承認形式の差異は、それぞれの段階で構成されるアイデンティティの質をめぐって緊張関係があり、対立を生む可能性がある。つまり、承認形式の優先順序に応じてさまざまなかたちで侵害・侮辱が生じてくる。ホネットにあって、承認をめぐる闘争とは、個々の領域における自他の評価や敬意の欠如だけから生じるのではなく、自分のアイデンティティの構成するそれぞれの領域間の対立からも生じてくる。したがって、こうした対立の場合、承認のあり方は分裂し、その都度の状況での熟慮がもとめられる。

ホネットによれば、相互行為の相手による承認を通して可能となる3つの領域での実践的自己関係、すなわち自己信頼・自己尊敬・自己評価であるが、これは一般に自己実現と呼ばれているものの形式的条件である。実践的自己関係が社会で保たれている

ことを個人が確信できるための条件である。ホネットの構想によれば、実践的自己観関係の確信の有無が社会批判のために必要な社会の状態の診断を提供するものになる、すなわち、十全な承認関係が実現されるということを基準にして、そこからの逸脱によって社会の状態を診断することになる<sup>(8)</sup>。

### 2.3 〈居場所〉と承認との関係

〈居場所〉と承認との関係についてホネット自身があげる例をパラフレーズしてみよう。

一つは、現代の家族の現状をめぐる議論である。現在において家族は2つのパラダイムの間を、それぞれあたかも単独に、かつ排他的に適用できるかのように扱われている。つまり、家族とは成員が相互に権利主張できる公的領域であるか、単に愛情によって結びついているだけの私的領域のいずれかであるとみなされる。しかし、現状はどちらか一方だけで済むというものではない。むしろ、家族とは正義と愛情という2つの道徳的態度が永遠にぶつかりあう社会的領域である。一方で、人格の不可侵性が守られると確信しうるのは法的人格としてだけであるから、家族の成員は相互に法的人格として承認しあわなければならない。他方で、それぞれの幸福が個別の思いやりや心遣いに値する唯一無二の主体同士としても承認しあわなければならない。前者の承認様式が消失すれば、家族の一人ひとりの自律が脅かされるし、後者の承認様式が枯渇すれば、家族生活の愛情の絆は壊れてしまう。

とりわけ、家族の成員としての子どもは、通常、家庭内では情緒的気遣い・愛情に「受け止められる」という承認を得ることで適切に成長していく。しかし、親の態度やふるまいが不安的で、さまざまな関係の軋轢のなかで子どもが翻弄される危険性が

増大して、適切な成長が果たされない時、虐待・放置というような否認によって身体的・精神的毀損がもたらされる。同時にそれは法的な人格の不可侵性が脅かされることを意味する。そこで、法あるいは政府が両者の間に介入して、子どもを親から引き離したり、あるいは親の代わりとして対処したりすることになる。子どもは家族という〈居場所〉を喪失し、かわって別の〈居場所〉が求められる。子どもは愛情という形式では否認されているのだが、むしろ普遍的な法的人格として、その不可侵性が承認されることで、解決がはかられるわけである。この場合、家族によって否認されているという感覚が承認をめぐる闘争に無条件に結びつくわけではないが、「子どもの最善の利益」は、家族・家庭＝愛情と法＝正義という2つの承認領域の間で葛藤し、分裂することになる。しかし、愛情が不適切である以上、正義が登場せざるをえない<sup>9)</sup>。「すべての人間主体をその道徳的自律において、したがってまた目的そのものとして、尊重すべしという義務は、家族共同体の門の前で消滅してしまうわけではないのである」(ホネット 2005 : 227)。

もう一つは、逸脱行動によって「〈社会的承認のネットワーク〉から外れてしまったという感覚」を抱く若者のケースである。この若者は社会からドロップアウトしてネオ・ナチのグループに入った経験がある。その若者によれば、ネオ・ナチのグループの大半の若者たちは、フラストレーションを抱えていた。「彼らには、いかなる将来の展望もなかったのです。私は彼らをたてなおし、自己価値の感情をより強くするために、ときおり褒めることにしました。そうした承認によって、彼らは私たちが〈仲間たち〉と名づけた共同体にすっかり依存するようになってしまいました。この〈仲間たち〉は多くの者

にとって一種のドラックとなり、もはやそれなしでは済ますことができないのです。彼らは〈仲間たち〉以外のところでは承認されることがないので、完全に孤立します。彼らには別の社会的なコンタクトがないのです」(ホネット 2005 : 116)。〈社会的承認のネットワーク〉から外れてしまったという意味で、この青年は〈居場所〉を失い、〈仲間たち〉による「社会的な価値評価」に基づく承認を見出し、〈居場所〉を得たわけである。

ネオ・ナチの青年たちを動機づけているのは、なるほど社会的に否認されているという感情である。だが、それに基づく闘争が「規範的」方向は「正しい」とはいえないだろうし、「道徳的によい」とも言えないだろう。こうした感覚はアンビヴァレントであって、そこには、自己実現や承認の阻害を否認された感情だけではなく、自己実現そのものの歪みも現れている。それを判定するために、ホネットはやはり普遍的な承認要求を優先する。道徳的葛藤が生じた場合には、「あらゆる主体が等しく個人的自律の尊重に向けて掲げる要求が絶対的に優先する」のであり、「あらゆる人間を等しく自律の権利を享受する人格として承認しなければならないからこそ、道徳的根拠によってその要求を傷つけることとなるような社会関係を選んではならない」(ホネット 2005 : 207)。「自律の尊重」の承認要求は、その普遍主義的性格ゆえに最優先されねばならない。それが法的に確証されているという社会条件のもとではじめて、「自分の願望を慎重に吟味するという関係のなかで、自分自身と向き合う人格として自分をとらえることができる」のだから、法的に保障された自律は自己実現の社会的条件なのである」(ホネット 2003 : 236)。ネオ・ナチの青年は、「不正な自己実現」「虚偽の自己実現」を果たしているに過ぎ



ない。自分の〈居場所〉としてそこで承認を得ている当の共同体そのものが他の人々に対して不正をはたらいて、「他者の自己実現」を侵害している。正義の原則を侵害する承認関係は、真の意味での自己実現をもたらすものではなく、それがなされている〈居場所〉は、主観的には居心地はよいとしても、「正しい」〈居場所〉ではない。

### 3. 承認をめぐる病

#### 3.1 キャラとコミュ力による承認と〈居場所〉

今日の若者の〈居場所〉をめぐる状況を「承認」から読み解こうとする試みがある。承認が問題になるのは、承認されないことは若者にとって〈居場所〉を失うことに等しいからである。精神医学者・斎藤環は、今日の若者においては、「ひきこもり」であれ「ニート」であれ、いたるところで「承認」と「コミュニケーション」の問題がなければ見て取れると指摘する。若者は「他者から承認されるために、いまある承認を失わないために働く」し、「他者の許しがなければ、自分を愛することすら難しい」（斎藤 2013：1）という承認依存に陥っている。

斎藤によれば、承認の指標になっているのは、「キャラ」と「コミュ力」である。「キャラ」とは「キャラクター」の省略形である。もともとはマンガやお笑い業界の言葉である。目立つ登場人物は「キャラが立って」おり、マンガの作者はストーリーのなかで「キャラがかぶらない」ように登場人物を描く。「キャラ」は「性格」を意味するのではなく、むしろその人物の本質的なあり方とは無関係な強度に類型化された「役割」である。さまざまなキャラが重複してストーリーが展開することがないように、キャラは人間関係やグループ内である個人の

位置を示す指標となる。実社会の場合では、所属集団や人間関係に依存して、キャラまで変わってしまうことがある。

また、キャラはコミュニケーションの媒体として機能する。性格の多面性をそぎ落とし、限定的な最小限度の要素で描きされた単純な人物像は、それだけ強い印象を与え、把握しやすい。それにコミュニケーションのなかでキャラがかぶっていないとすれば、自分のキャラと相手のキャラを把握することでコミュニケーション・モードは自ずから定まる。このコードが便利なのは、人物の本来の性格がどうであれ、それとは無関係に、複雑な人間関係を縮減して、わかりやすいキャラの枠組みでコミュニケーションができるからである。だからこそ、この意味での「コミュニケーション力」、すなわち「コミュ力」がない者には、その関係の中にそもそも〈居場所〉がないか、序列下位の居場所しかなくなってしまう」（斎藤 2013：10）<sup>(10)</sup>。多くの思春期の子どもにとって「キャラとして承認されること」がもっとも重要である。キャラが与えられ承認されないことは、教室空間に「居場所」がなくなることを意味するからである。いじめられても、ひどい暴力まがいの行動があっても、生徒が登校をやめられないのは、居場所がなくなったら終わりだからだ。

学校という環境にはさまざまな承認要素が重なりあっている。たしかに、学校やクラスの仲間との交流（コミュニケーション）における評価の獲得という意味での承認がある。しかし、学校は法的に規定された制度であって、そこにおける関係者は原則として法的に規定された権利・義務関係にある。子どもは法的に規定された人格として承認される。また、学校での中心的課題は教育課程に基づく知識と能力に基づいて承認される。さらに、学校での成功

や失敗という成果による承認がある。加えて、学校規則に基づく行動評価やそれに向けた努力などの道徳性という承認がある。これらはホネットの言う情緒的關係・法的關係・価値共同体に対応すると見てよい。学校における承認の問題は、各領域における葛藤から生じてくる。妥当している法の枠内で、それに違反することで承認の葛藤が生じる。また、さまざまな教科における基準をめぐる自己評価と外部評価との差異から承認の葛藤が生じる。自分自身の期待や自己理解と外部評価との差異から承認の葛藤が生じるが、これも学校側の要求や評価と生徒側の自己理解との差異から生じる<sup>(11)</sup>。だが、上で指摘したような状況では、子どもたちの承認要素は、勉強ができる・スポーツができる・文才がある・絵がうまいというような価値評価にもとづくのではなく、コミュ力に一元化されている。ある程度は客観的な個人の能力や業績ではなく、その状況に依存した具体的他者とのコミュニケーションにおける間主観的な評価こそが、当事者の〈居場所〉を左右しているのである。

### 3.2 コミュニケーションの偏重と自己承認への欲求

こうした若者のコミュニケーションの偏重とキャラ重視の背景を社会学者・土井隆義は「親密圏」の変容と捉えている（土井 2004）。親密圏とは、親しい人々の間でなされる相互作用であるが、その基準が変化しているというのである<sup>(12)</sup>。

まず、親密圏の変容は価値の多元化と相関している。かつて社会の側に安定的な価値尺度があった時代には、場の空気や気分によって、個々人の評価が大きく揺らぐことはなかった。だから周囲の人々による一時的評価を過剰に気にかけたり、それに翻弄

されることも少なかった。場合によっては、「我が道を行く」というふうに、自分の価値観に従って孤高を保つということも可能だった。それは、一般化された社会的尺度を自らに取り込み、それを自分の尺度とすることで、自己肯定感の基盤を確保することができたからである。逆に、そうした支配的価値や分化に違和感を覚える若者は、支配的価値に対抗し、対抗文化の尺度を取り込むことで自己肯定感の基盤を確保することができた。どちらにしても、自分が属する文化の正当性に裏づけられた羅針盤が、正逆どちらかを向くにせよ、自分の中で作動していたので、それを支えにして一人で方向を決められた。むしろ相互の対立や葛藤はある。だが、それを経験しながら、挫折や和解を繰り返すなかで、だんだんと自分のあり方（アイデンティティ）と他者との相互関係を作り上げるのが常だった。しかし、価値が多元化し、多様に生き方が容認されるようになった今日の社会では、場の空気を敏感に読み取り、自分に対する周囲の反応を探っていかなければ、自己肯定のための根拠を確認しづらくなっている。つまり、内在化された「抽象的な他者」あるいは「一般的他者」という普遍的尺度が作用しなくなっており、その代替として、身近な「具体的な他者」からの評価に依存するようになっている（土井 2009 : 16）<sup>(13)</sup>。

そうした世界で必要になるのがコミュ力である。なんらかの能力や業績による評価ではなく、コミュニケーション能力による評価が自己肯定感の基盤になっている。キャラクターのキャラ化は、人々に共通の「大きな物語」が失われ、価値観の多元化によって流動化した人間関係のなかで、それぞれに対人場面に適合したキャラを意図的に演じ、複雑になった関係を乗り切っていこうとする現代人の心性を暗

示している（土井 2009：21）。

土井が指摘するもう一つの点は、自己への配慮としての承認欲求である。今日の若者の過剰な優しさは、他者への配慮ではなく、逆に強力な自己承認がほしいという自己への配慮の産物である。だから、友達を気遣っているようでいて、その実は自分自身を気遣っているにすぎない。社会的根拠による承認を感じ取ることができないので、具体的な他者からの承認によって自己を支えてもらわなければならない。つまり、過剰なほどに配慮しあう友だち関係において、その配慮は他者への配慮ではなく、強力な自己承認を欲求する自己への配慮の産物である<sup>(14)</sup>。その場合、できるだけ自己承認を得やすい安全な関係が求められる。同質の人間だけを結びつけようとする。自己肯定感を根底から揺さぶるような大きな葛藤や対決や破綻のない予定調和の枠組みから外れない関係である<sup>(15)</sup>。そこでは異質な人間を排除しようとするよりも、すでに異質な人間が排除されてしまった同質な者ばかりになっている。だからここで対立しないためには、予定調和の世界から排除されるか、予定調和の世界のなかにコミュ力によって〈居場所〉をもとめるかしかない。

### 3.3 承認をめぐる病

すでに指摘したように、社会的評価に基づく承認はさまざまなシンボルの媒介物によっている。キャラとコミュ力とは、このシンボルの媒介物の典型であろう。しかもそれが専制的なまでに一元化している<sup>(16)</sup>。ある程度は客観的ななんらかの評価軸が成立し、そういう「承認の基準」が確固としていれば、教室内で「居場所」がなくなることはないはずである。ところが、若者は学校の教室やそれと関連する環境において、コミュ力（能力）とキャラ（特

性）だけに基づいて一定の承認がなされ、一定の自己評価を獲得するようになっている。だから、適切なキャラが与えられず、あるいはそれを全うできないことは否認（序列が下がる、地位を失う、いじめをうける）をもたらし、〈居場所〉がなくなる。これを「承認をめぐる病」と呼んでよいだろう<sup>(17)</sup>。

たしかに、原理的には、教室にも別の承認要素や承認要求がある。土井も斎藤も、かつてはこれに対処する方法があったと言う。たとえば、キャラとコミュ力以外に自分を承認するための基準を持つこと、あるいは他者からの承認以上に他者への承認を優先することである。また、承認の大切さを受け容れつつも、ほどほどにつきあうという方向である

（cf. 斎藤 2013：035, 045）<sup>(18)</sup>。そして、かつてこれらは「成長の物語」にはあらかじめそれが組み込まれていたのである。だが、「成長の物語」は、われわれが懐疑することで失われた「大きな物語」の一部である。そうであるとすれば、この「承認をめぐる病」の治療は困難なものではなかろうか<sup>(19)</sup>。

### まとめ

われわれは15年前の〈居場所〉論から、自己実現の環境という〈居場所〉概念の方向性を取り出した。自己実現とは、アイデンティティが十全に承認されていることである。この承認という方向をはっきりさせるために、ホネットの承認論の枠組みを援用した。ホネットの理論から汲むべきところは、3つの承認形式の区分とそれに対応する「存在が否認されている」ことの概念である。自己信頼・自己尊敬・自己評価という実践的自己関係が社会で満たされていることを個人が確信できることが自己実現の条件である。当事者が置かれた環境において、これが満たされていない、あるいはそれらの間に葛藤が

生じることが〈居場所〉がないということなのである。

しかし、今日われわれはむしろ「承認をめぐる病」というべきものを経験しているとの疑念が生じている。それはある程度一般的な価値に基づく能力や業績に基づく評価ではなく、親密圏における具体的な他者による文脈依存的な「コミユカ」に基づく評価に承認が一元化されている状況である。そこではコミユカに基づく承認がなければ〈居場所〉がないのである。

ホネットの議論の背景には、普遍的な法的人格だけが「社会的に認められるべき個人」がたったひとつのモデルであるような社会では、自由の名のもとに社会的コミュニケーションの回路は単線化し、自由の前提である社会的諸制度は道具化され、社会的連帯という資源は枯渇してしまうという危惧があった。だから、3つの方向での歪められていない承認という規範的要素は、そうした社会の誤った発展傾向を診断する試金石になりうるとされたのである。それに対して、コミユカによる承認とは、ホネットが危惧したのとは別の意味での社会的コミュニケーションの単線化である。ここではコミュニケーションそのものが、それを外れることができないというかたちで〈居場所〉のなさを作り出している。だが、その試金石はどこに求めるべきなのだろうか。

【付記】本研究は2014年度JSPS科研費26381044の助成を受けたものです。

## 注

(1) 本稿は総合人間学会第9回大会シンポジウム（2014年6月8日、東京医科大学）における同名の発表に基づくものである。

(2) 総合人間学会第10回大会シンポジウム趣意書（片山善博）参照。

(3) この時期、文化人類学者・山口昌男、日本中世史家・網野善彦、西洋中世史家・阿部謹也などによって「アジール」概念が広く知られるようになった。彼らが手がかりを求めたのは、オルトヴィン・ヘンスラーによるドイツのアジール法研究『アジール』（原著は1954年、邦訳は2010年）である。アジール（Asyl, asylum）はもともと不可侵を意味するギリシャ語 asulon に由来するが、現在では保護・庇護する場所を指す場合と保護・庇護の機能そのものを指す場合がある。もともと含まれていた聖性は消えている。また、訳者（舟木徹）によれば、現代日本ではその機能を意味する場合はまれで、もっぱら場所（「避難所」）という意味で用いられている。ヘンスラー自身は、アジールとは宗教的領域であることを強調し、「一人の人間が、特定の空間、人間、ないし時間と関係することで、持続的あるいは一時的に不可侵となる、そのような拘束力を備えた形態」（ヘンスラー2010：17）と定義する。前半が「不可侵性」の機能・様態を、後半が「法」であることを示している。また、ヘンスラー自身は場所性より庇護という機能性を重視している。さらに時間的・空間的・人的というアジールのアスペクト性を指摘する。重要なのは、アジール法が（1）宗教的段階、（2）実利的段階、（3）退化・終末段階という歴史の変遷を経てきた点である。すなわち、ヘンスラーによれば、そもその宗教的であったアジールは、外形的にはそれを維持しつつも、さまざまな実利的動機（司法・商業政策・社会政策）に基づいて国家によってその機能は権力の中に取り込まれ、ついには国家権力の貫徹にともなって、アジール制度は不要とされるが、その半面、法のなかで期待され

る（法化）されることで廃止されるようになったのである。

(4)ヘンスラーの指摘を念頭に置けば、芹沢のいうアジールは、国家権力からのアジールである。学校は、一方では法的平面での権利性にもとづきながら、他方ではそれによって法制度的には支えられた子どもの能力（学力）という評価基準も基づき、なおかつ情緒的關係によって成立する場である。芹沢が強調するのはこの場を貫いている国家権力線である。これを排除した東京シューレは、教育政治的な能力観を排除し、第3領域における別の価値（自由・自治・個の尊重）と情緒的關係によって成立する共同体としてアジールということであろうか。現在では、NPO法人東京シューレを母体として学校法人東京シューレ学園が設立されている（2006年認可、東京シューレ葛飾中学校開校2007年4月）。ここにアジールの歴史的変化の類比を見ることができるかもしれない（注3参照）。

(5)ホネットの承認論をめぐるのは数多くの論争があり、本シンポジウムのテーマに密接に関連する論点も提示されている。これらには詳細な紹介や報告もなされているが、ここでは触れない。成書としては日暮（2008）を参照。

(6)したがって、場所がないから居場所がないという場合も、場所があっても居場所がないという場合もありうる。この点については、3.11東日本大震災以降の福島状況に関連する荒木田氏の報告を参照。

(7)ホネットは、後に検討する事例や論争においてわかるように、承認における対立が生じた場合には普遍的な法的関係による解決を求めること重視する。これはホネットのカント的側面という。

(8)本稿の〈居場所〉論はそこまでは踏み込むこと

はできない。ただ、この観点は、あからさまな暴力や権力行使、抑圧をたんに「不正」として捉えるだけではなく、誤った承認あるいは承認の不在が自己関係を歪め、心理的遮断や不安抑鬱を招き、諸個人の権利と自由の積極的な使用を阻む「構造的暴力」の概念を展開しうる可能性に注意を促しておきたい。

(9)現代社会における子どもの権利の問題の所在を示す一例である。森田明（2008）は、この問題が国連「子どもの権利条約」（1989年採択、1994年発効）の審議の重要な背景——とりわけアメリカ合衆国における——になっていることを指摘している。

(10)もっとも、コミュ力求められるのは子どもや若者だけのことでなく、新卒採用にあたって学生の「コミュニケーション能力」が重視されている。大学生が就活でもっとも求められるは、知識や技能ではなく、まず「コミュニケーション力」であり、

「仲間一緒に仕事をする力」であるという事実を忘れてはならない。そして、その「コミュニケーション力」は、ホネットを含めた批判理論家が言うような普遍的なコミュニケーション行為能力ではない。

(11)これはL. ヴィガーほか（2014）による指摘である。ドイツを例にしているが、我が国を含めて、法制的な教育制度をもつ社会であれば、基本的に妥当する。ヴィガーがあげるヤニカの逸脱事例は興味深い。もっぱら学校的基準による承認の失敗に焦点が合わされており、次節で扱うような、親密圏の変容は問題になされていないようである。むしろ、

「学校という制度によって拒否された承認の代わりになるのが、仲間からの承認であると考えられる。しかし、この承認は、規則違反を前にしても、ほとんどの生徒が学校規則を疑問視せずに尊重するならば、矛盾をはらむものとなる」（ヴィガーほか 201

4 : 121) と評価される。

(12)「親密圏」・「親密性」には「生の拠り所を担保するような関係」というより強い規範的意義を盛り込む向きもあるが、本稿ではそこまで読み込む必要はない。

(13)ホネットの議論が G. H. ミードの「一般化された他者」の概念に依拠している改めて注意を払っておく必要があるだろう。

(14)土井が言及しているように、Ch. ラッシュ (1981) すでに 1980 年代には現代人のナルシズムを鋭く指摘した。「ナルシシストは、自分が全能だという幻想にとらわれているくせに、その実、自分の自尊心を確認するのに他に頼らなければならない。ナルシシストは喝采を送ってくれる相手がいなければ生きていけない」のである。

(15)同時に、今日のいじめは、異質な人間を排除しようとするのではなく、異質な人間がすでに排除されてしまった類友の世界で、同質な者同士によるものである。土井は、各自の関心対象が多様化されているといっても、最後まで共有されるのは、対立をはらまない限りにおいての差異を認め合うという基本的な態度だけだからであるとも指摘している。

(16)その典型的な例としては AKB48 とその「総選挙」を取り上げるとともに、それを「アイドル消費の最終進化形」であるとも断定する。シンポジウム前日 (6 月 7 日) は奇しくも 2014 年の AKB 総選挙であった。

(17)斎藤 (2013 : 24, 43f.) はこの「病」は次の三つのパターンに帰結すると予測する。「承認への葛藤」、「承認への過剰適応」、「承認への無関心」。そしてこれはアニメ『新世界エヴァンゲリオン』の中核にいる 3 人? のキャラクター、碇シンジ、惣流・アスカ・ラングレー、綾波レイにみてとれるとい

う。精神医学的に診断を下せば、シンジの「承認への葛藤」は「ひきこもり」、アスカの「承認への過剰適応 (行動化)」は「境界性人格障害」、レイの「承認への無関心」は「アスペルガー症候群」という類型にそれぞれあてはまる。さらに、『エヴァンゲリオン』の最大の特徴はその徹底した「成長の拒否」である。物語の基本設定として、「成長」や「成熟」が排除されている、なぜなら、成長や成熟は、三人の中核的登場人物のキャラの同一性を破壊してしまうからであるとだと指摘されている。この精神医学的に類型化しうるような承認をめぐる状況診断が「承認をめぐる病」というタイトルに込められているように思われる。

(18)阿部真大 (2011) は「居場所づくり」の「指針」として同様のことを指摘している。

(19)土井の言うような、若者の親密圏が「人間関係への過剰な配慮と強迫的な不安に悩まされている」という議論が「一面的すぎるのではないか」という批判は当然生じる。

## 参考文献

- 阿部彩 (2011) 『弱者の居場所のない社会—貧困・格差と社会的包摂』講談社
- 阿部真大 (2011) 『居場所の社会学—生きづらさを超えて』日本経済新聞出版社
- 土井隆義 (2004) 『「個性」を煽られる子どもたち—親密圏の変容を考える』岩波書店
- (2009) 『キャラ化する／される子どもたち—排除型社会における新たな人間像』岩波書店
- 藤竹暁編 (2000) 『現代人の居場所』(現代のエスプリ別冊 生活文化シリーズ 3) 至文堂
- ヘンスラー, O. (2010) 『アジール—その歴史と諸形態』舟木徹訳, 国書刊行会

- 
- 日暮雅夫（2008）『討議と承認の社会理論—ハーバ  
ーマスとホネット』勁草書房
- ホネット, A. （2003）『承認をめぐる闘争—社会的コ  
ンフリクトの道徳的文法』山本啓・直江清隆訳,  
法政大学出版局
- （2005）『正義の他者—実践哲学論集』加藤泰  
史・日暮雅夫訳, 法政大学出版局
- 斎藤環（2013）『承認をめぐる病』日本評論社
- ヴィガー, L. ・藤井佳世・山名淳編著（2014）『人間  
形成と承認：教育哲学の新たな展開』北大路書房

太田 明（玉川大学／教育学）